

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年 8月22日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：13 件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	放水口放射線モニタに「伝送用シーケンサ異常」の警報が発生したため、当該モニタ伝送装置を点検・修理	D	
2	1号機	携帯用バッテリー灯点検において、同バッテリー灯1台に蓄電池充電タイム用つまみの破損が認められたため、当該バッテリー灯を修理	D	
3	1号機	変圧器防災排水ポンプ出口側圧力計に指示値不良が認められたため、当該圧力計を点検・修理	D	
4	1号機	変圧器防災排水ポンプ出口弁に固着（全開位置）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
5	1号機	主蒸気逃し安全弁（B）の弁体位置表示灯に弁状態検出リミットスイッチの動作不良による表示灯の両点灯（開側・閉側表示灯共に点灯）が認められたため、対応検討	C	
6	1号機	廃棄物処理系腐樹脂廃スラッジ2号機移送元弁に動作不良（全開・全閉位置でのストッパー機能の不良）および開度指示用指針の紛失が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
7	1号機	使用済樹脂移送切替操作盤において、同扉施錠金具の動作不良（固着）が認められたため、当該扉を修理	D	
8	2号機	原子炉建屋大物搬入口における使用済燃料輸送容器の架台への吊り下ろし作業において、同輸送容器下部と架台の一部が接触し輸送容器下部の一部に微少な傷がついたため、当該部への影響なし（機能・強度）を確認および対応を検討	C	
9	3号機	タービン建屋2階空調室天井の配管貫通部（非常用ガス処理系冷却用空気供給配管）より雨水の滴下（約2～3分に1滴）が認められたため、当該滴水を汚染検査（汚染なし）後、除去および当該部を点検・修理	D	
10	3号機	循環水逆洗弁ピットストームドレンサンプ（A）に同サンプルレベル変換器の動作不良（ダウンスケール）による「水位低」の誤警報が発生したため、当該レベル変換器を点検・修理	D	
11	4号機	制御棒駆動水圧制御ユニット（制御棒座標：42-39）の窒素補給口シールキャップ部より窒素の微少リークが認められたため、当該部を点検・修理	C	
12	6号機	廃棄物処理設備濃縮廃液系蒸留水脱塩器出口Y型ストレーナドレン弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
13	集中環境施設	換気空調系換気空調制御盤（B、C）およびランドリ換気空調制御盤の盤内天井に結露の発生が認められたため、対応検討	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画外の原子炉停止</li> <li>・ 発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・ 非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・ 火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障</li> <li>* 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など</li> </ul> </li> <li>・ 原子炉への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・ 原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい</li> <li>・ 圧力抑制室等への異物の混入</li> <li>・ 原子力発電設備に係る業務における人の障害 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで